

ふるさと本庄応援寄附 返礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度の活用により、本庄市（以下、「市」という。）の魅力発信、地元特産品等のPR及び販路拡大、地域産業の活性化を図るため、市外在住の寄附者に対して贈呈する商品やサービス等（以下、「返礼品」という。）を提案していただける事業者（以下、「協力事業者」という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 協力事業者の要件

市が募集する協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ただし、次の要件をすべて満たしている場合でも、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 各種法令に則った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがある企業・団体又は個人業者であること。ただし、市のPRや地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると市が判断する場合はこの限りではない。
- (3) 代表者等が、本庄市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員でないこと。同条例で規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

3 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を全て満たしているものであること。

- (1) 市の魅力発信やイメージアップ、地域産業の振興、観光誘客等に資するものであること。
- (2) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）や総務省通知に適合するものであること。
- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 自ら生産もしくは製造した物品以外又は自ら以外の者が行う役務を提供する場合には、当該物品又は役務の関連事業者等に、市のふるさと納税の返礼品として提供することについて事前に同意を得ていること。
- (5) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給するものはこの限りではない。

- (6) 飲食物の場合は、寄附者へ到着後、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。
- (7) 役務の提供の場合は、市内で提供されるものに限る。また、原則として、有効期限は発行日から1年間以上あること。
- (8) 市が求める場合に、提案価格や地場産品基準の妥当性を示す資料、無償により返礼品のサンプルの提供、又はサービスについて現場の確認ができること等、必要な情報を提出できること。

4 返礼品の価格及び寄附金額の設定

返礼品の価格は、寄附金額の3割以下（消費税、梱包料含む）で設定すること。
 なお、返礼品の価格には送料は含まないものとする。

◎寄附額と返礼品額の設定例

| 寄附金額（例） | 返礼品等の額（例） |
|----------|------------|
| 10,000 円 | 3,000 円以内 |
| 20,000 円 | 6,000 円以内 |
| 30,000 円 | 9,000 円以内 |
| 50,000 円 | 15,000 円以内 |

5 民間事業者への業務の委託について

市は、ふるさと納税業務において発生する事務について、民間事業者へ業務委託することがある。市が業務を委託する事業者（以下、「委託事業者」という。）は、返礼品の開発及び情報発信、ポータルサイトの管理・運営、返礼品の受発注及び精算業務、顧客・配送等に係るデータの適正管理、寄附者からの問合せ対応等を行うこととする。

なお、市が業務委託を行った場合の、寄附を受けてからの事務の流れは、以下のとおりとする。

- ① 寄附者が返礼品を選択し、ふるさと納税による寄附を行う。
- ② 委託事業者から協力事業者へ、返礼品の送付先の情報等が送付される。
- ③ 協力事業者は、返礼品の準備・発送を行う。
- ④ 返礼品の送付が完了した後、協力事業者から委託事業者へ返礼品代金を請求する。
- ⑤ 請求書受理後、委託事業者から返礼品代金が口座振込により支払われる。

6 申込期間

随時募集を行う。

7 申込方法

「ふるさと本庄応援寄附協力事業者申込書（様式第 1 号）」（以下、「申込書」という。）に必要事項を記載し、市に提出すること。

8 決定について

市において、本要項に基づき申込書等の内容を総合的に審査し、協力事業者及び返礼品の採択を決定するものとし、その結果を市から申込者に通知する。なお、市が 5 に定める業務委託を行う場合に、委託事業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途委託事業者に提出すること。

9 返礼品の追加・変更・取りやめについて

返礼品の内容を追加・変更する場合、または返礼品の提供を取りやめる場合には、それぞれ「ふるさと本庄応援寄附返礼品追加・変更申請書（様式第 2 号）」または「ふるさと本庄応援寄附返礼品（協力事業者登録・提供）取りやめ報告書（様式第 3 号）」により市に報告すること。

なお、市が 5 に定める業務委託を行う場合には、協力事業者は、上記の様式に定める項目について委託事業者に報告するものとする。この際、協力事業者は、様式第 2 号または第 3 号によらず、委託事業者の定める任意の書式により報告することができる。協力事業者から報告された内容については、委託事業者が市に報告を行うこととする。

10 協力事業者登録の解除等について

次の場合は、協力事業者の登録を解除し、返礼品のポータルサイト等への掲載を停止する。

- (1) 協力事業者が本市に様式第 3 号の「1 事業者登録の取りやめ」を申し出たとき。市が 5 に定める業務委託を行う場合は、協力事業者が委託事業者にこの報告を行うことで、市に申し出たものとする。
- (2) 協力事業者が「2 協力事業者の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品等としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (5) 申込内容に虚偽があったとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) 返礼品等の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、協力事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。
- (8) 本市の問合せ等に対し、真摯な対応がなく、信頼関係が損なわれたと判断したと

き。

(9) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来たす行為があったとき。

1.1 個人情報の保護について

本庄市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年本庄市条例第4号）及び関係法令を遵守するものとし、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的には使用しないこと。ただし、返礼品の発送時に限り、送料に影響しない範囲でパンフレット等の販促物を同梱することを妨げるものではない。

1.2 その他留意事項

返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、協力事業者は真摯に対応し解決に努め、市に必ず報告すること。市が5に定める業務委託を行う場合は、協力事業者は苦情等の内容について委託事業者へ必ず報告すること。

【お問合せ先】 本庄市役所 企画財政部 広報課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3
TEL : 0495-25-1614 FAX : 0495-21-8499